

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- ・薬局開設の許可申請（第 4 条第 1 項）
 - ・薬局開設の許可の更新申請（第 4 条第 4 項）
 - ・地域連携薬局の認定申請（第 6 条の 2 第 1 項）
 - ・地域連携薬局の認定の更新申請（第 6 条の 2 第 4 項）
 - ・専門医療機関連携薬局の認定申請（第 6 条の 3 第 1 項）
 - ・専門医療機関連携薬局の認定の更新申請（第 6 条の 3 第 5 項）
 - ・薬局の休廃止等の届出（第 10 条）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請（第 12 条第 2 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新申請（第 12 条第 4 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造業の許可申請（第 13 条第 3 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新申請（第 13 条第 4 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造販売の承認申請（第 14 条第 1 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更申請（第 14 条第 15 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の軽微変更届（第 14 条第 16 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造販売届（第 14 条の 9 第 1 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造販売業の休廃止等の届出（第 19 条第 1 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造業の休廃止等の届出（第 19 条第 2 項）
 - ・店舗販売業の許可申請（第 26 条第 1 項）
 - ・配置販売業の許可申請（第 30 条第 1 項）
 - ・配置従事者の身分証明書の交付申請（第 33 条第 1 項）
 - ・卸売販売業の許可申請（第 34 条第 1 項）
 - ・店舗販売業の休廃止等の届出（第 38 条第 1 項において準用する第 10 条）
 - ・配置販売業及び卸売販売業の休廃止等の届出（第 38 条第 2 項において準用する第 10 条第 1 項）
 - ・高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請（第 39 条第 1 項）
 - ・高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新申請（第 39 条第 6 項）
 - ・管理医療機器の販売業又は貸与業の届出（第 39 条の 3 第 1 項）
 - ・高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の休廃止等の届出（第 40 条第 1 項において準用する第 10 条第 1 項）
 - ・管理医療機器の販売業又は貸与業の休廃止等の届出（第 40 条第 2 項において準用する第 10 条第 1 項）
 - ・再生医療等製品の販売業の許可申請（第 40 条の 5 第 1 項）
 - ・再生医療等製品の販売業の許可の更新申請（第 40 条の 5 第 6 項）
 - ・再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出（第 40 条の 7 第 1 項において準用する

第 10 条第 1 項)

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）
 - ・薬局開設の許可証の書換え交付申請（第 2 条の 3 第 1 項）
 - ・薬局開設の許可証の再交付申請（第 2 条の 4 第 1 項）
 - ・地域連携薬局等の認定証の書換え交付申請（第 2 条の 8 第 1 項）
 - ・地域連携薬局等の認定証の再交付申請（第 2 条の 9 第 1 項）
 - ・取扱処方箋数の届出（第 2 条の 13）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付申請（第 5 条第 1 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付申請（第 6 条第 1 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付申請（第 12 条第 1 項）
 - ・薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付申請（第 13 条第 1 項）
 - ・医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付申請（第 45 条第 1 項）
 - ・医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の再交付申請（第 46 条第 1 項）

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）
 - ・医薬品の販売業の許可証の書換え交付申請（第 142 条において準用する第 4 条）
 - ・医薬品の販売業の許可証の再交付申請（第 142 条において準用する第 5 条）
 - ・医薬品の販売業の許可の更新申請（第 142 条において準用する第 6 条）
 - ・登録販売者試験の申請（第 159 条の 5）
 - ・販売従事登録の申請（第 159 条の 7 第 1 項）
 - ・登録販売者名簿の登録事項の変更申請（第 159 条の 9 第 1 項）
 - ・販売従事登録の消除申請（第 159 条の 10 第 1 項）
 - ・販売従事登録証の書換え交付申請（第 159 条の 11 第 1 項）
 - ・販売従事登録証の再交付申請（第 159 条の 12 第 1 項）

- 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
 - ・毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の申請及び登録内容の変更（第 4 条第 2 項（第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。））
 - ・毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録更新の申請（第 4 条第 3 項）
 - ・特定毒物研究者の許可の申請（第 6 条の 2 第 1 項）
 - ・毒物劇物営業者による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出（第 7 条第 3 項）
 - ・毒物劇物製造業、輸入業、販売業の変更又は廃止の届出（第 10 条第 1 項）
 - ・特定毒物研究者の登録内容の変更又は廃止の届出（第 10 条第 2 項）

- ・毒物劇物製造業、輸入業、販売業の登録が失効した場合の現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 1 項）
- ・特定毒物研究者の許可が失効した場合の現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 1 項）
- ・特定毒物使用者でなくなった場合の現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 1 項）
- ・毒物劇物製造業、輸入業、販売業の登録が失効した場合の相続人等による現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 4 項において準用する第 1 項）
- ・特定毒物研究者の許可が失効した場合の相続人等による現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 4 項において準用する第 1 項）
- ・特定毒物使用者でなくなった場合の相続人等による現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 4 項において準用する第 1 項）
- ・業務上取扱者の届出（第 22 条第 1 項）
- ・業務上取扱者の届出（新規政令制定時）（第 22 条第 2 項）
- ・業務上取扱者の変更又は廃止の届出（第 22 条第 3 項）
- ・業務上取扱者による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出（第 22 条第 4 項において準用する第 7 条第 3 項）

○毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）

- ・ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用する害虫防除実施の届出（第 18 条第 1 項第 2 号）
- ・モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用する害虫防除実施の届出（第 24 条第 1 項第 2 号）
- ・毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証の書換え交付申請（第 35 条第 1 項）
- ・毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証の再交付申請（第 36 条第 1 項）

○麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）

- ・麻薬取扱者免許の申請（第 3 条第 1 項）
- ・麻薬取扱者の麻薬に関する業務又は研究廃止の届出（第 7 条第 1 項）
- ・麻薬取扱者の資格喪失の届出（第 7 条第 2 項において準用する第 1 項）
- ・麻薬取扱者の死亡又は解散の届出（第 7 条第 3 項）
- ・麻薬取扱者免許証の返納（第 8 条）
- ・麻薬取扱者の免許証記載事項変更の届出（第 9 条第 1 項）
- ・麻薬取扱者免許証の再交付申請（第 10 条第 1 項）
- ・麻薬取扱者免許証再交付を受けた後の亡失した免許証の返納（第 10 条第 2 項）
- ・麻薬小売業者間での麻薬譲渡許可申請（第 24 条第 12 項第 1 号）

- ・麻薬の廃棄の届出(第 29 条)
 - ・麻薬の事故の届出(第 35 条第 1 項)
 - ・調剤された麻薬の廃棄の届出(第 35 条第 2 項)
 - ・免許失効時等に所有する麻薬の品名及び数量の届出(第 36 条第 1 項)
 - ・免許失効後等に譲渡した麻薬の品名、数量等の届出(第 36 条第 3 項)
 - ・麻薬取扱者の死亡又は解散の届出 (第 36 条第 4 項において準用する第 1 項及び第 3 項)
 - ・麻薬卸売業者が行う定期届出(第 46 条第 1 項)
 - ・麻薬小売業者が行う定期届出(第 47 条)
 - ・麻薬管理者が行う定期届出(第 48 条)
 - ・麻薬研究者が行う定期届出(第 49 条)
 - ・向精神薬営業者免許の申請(第 50 条第 1 項)
 - ・向精神薬営業者の業務廃止等の届出、返納、再交付申請等 (第 50 条の 4 において準用する第 7 条第 1 項及び第 3 項、第 8 条、第 9 条第 1 項並びに第 10 条第 1 項及び第 2 項)
 - ・向精神薬試験研究施設設置者の登録申請 (第 50 条の 5 第 1 項)
 - ・向精神薬試験研究施設設置者の学術研究又は試験検査の廃止の届出、返納、再交付等(第 50 条の 7 において準用する第 7 条第 1 項及び第 3 項、第 8 条、第 9 条第 1 項並びに第 10 条第 1 項及び第 2 項)
 - ・向精神薬取扱責任者の届出(第 50 条の 20 第 4 項)
 - ・向精神薬の事故の届出(第 50 条の 22 第 1 項)
 - ・向精神薬試験研究施設設置者の向精神薬の品名、数量等の届出(第 50 条の 24 第 2 項)
 - ・薬局開設の許可を受けた者又は医薬品の卸売販売業の許可を受けた者による別段の申出 (第 50 条の 26 第 1 項)
 - ・特定麻薬等原料卸小売業者の業務の届出等(第 50 条の 27)
 - ・特定麻薬等原料卸小売業者の業務廃止の届出(第 50 条の 28 第 1 項)
 - ・特定麻薬等原料卸小売業者の死亡又は解散の届出(第 50 条の 28 第 2 項)
 - ・麻薬等原料卸小売業者の事故の届出(第 50 条の 33 第 1 項)
 - ・麻薬等原料卸小売業者の疑わしい取引の届出(第 50 条の 33 第 2 項)
 - ・麻薬中毒者に関する医師の届出(第 58 条の 2 第 1 項)
 - ・麻薬中毒者等の入院継続の通知 (第 58 条の 8 第 2 項)
 - ・麻薬中毒者等の退院期日の通知 (第 58 条の 8 第 4 項)
 - ・措置入院者の退院通知 (第 58 条の 12 第 2 項)
- 覚醒剤取締法 (昭和 26 年法律第 252 号)
- ・覚醒剤製造業者の指定申請 (第 4 条第 1 項)
 - ・覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定申請(第 4 条第 2 項)

- ・ 覚醒剤製造業者の業務廃止等の届出(第9条第1項)
- ・ 覚醒剤施用機関の業務廃止等の届出(第9条第2項)
- ・ 覚醒剤研究者の研究廃止の届出(第9条第3項)
- ・ 覚醒剤施用機関の死亡等による業務廃止等の届出(第9条第4項)
- ・ 覚醒剤施用機関等の指定証の返納(第10条第1項)
- ・ 覚醒剤施用機関等の業務停止等処分時の指定証提出(第10条第2項)
- ・ 覚醒剤施用機関等の指定証の再交付申請(第11条第1項)
- ・ 覚醒剤施用機関等の旧指定証の返納(第11条第2項)
- ・ 覚醒剤製造業者の氏名等変更の届出(第12条第1項)
- ・ 覚醒剤施用機関の名称変更の届出(第12条第2項)
- ・ 覚醒剤研究者の氏名等変更の届出(第12条第3項)
- ・ 覚醒剤研究者の覚醒剤製造の許可申請(第15条第2項)
- ・ 覚醒剤研究者の覚醒剤譲渡受の許可申請(第17条第5項)
- ・ 覚醒剤研究者の覚醒剤の施用又は交付の許可申請(第20条第6項)
- ・ 覚醒剤保管営業所の届出(第22条第1項)
- ・ 覚醒剤の廃棄の届出(第22条の2)
- ・ 覚醒剤の事故の届出(第23条)
- ・ 覚醒剤施用機関等の指定失効時に所有していた覚醒剤の品名及び数量の報告(第24条第1項)
- ・ 覚醒剤施用機関等の指定失効後譲渡した覚醒剤の品名、数量等の報告(第24条第2項)
- ・ 覚醒剤施用機関の開設者等の死亡又は解散時の報告(第24条第4項において準用する同条第1項及び第2項)
- ・ 覚醒剤製造業者の定期報告(第29条)
- ・ 覚醒剤施用機関の管理者及び覚醒剤研究者の定期報告(第30条)
- ・ 覚醒剤原料取扱業者等の業務廃止の届出等(第30条の4第1項)
- ・ 覚醒剤原料取扱業者等の死亡等による業務廃止の届出(第30条の4第2項)
- ・ 覚醒剤原料取扱業者等の指定申請、返納、再交付申請等(第30条の5において準用する第4条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項並びに第12条第1項から第3項まで)
- ・ 覚醒剤原料の輸出入許可の申請(第30条の6第4項)
- ・ 覚醒剤原料輸入業者等の原料保管場所の届出(第30条の12第1項)
- ・ 覚醒剤原料取扱業者等の覚醒剤原料廃棄の届出(第30条の13)
- ・ 覚醒剤原料の事故の届出(第30条の14第1項)
- ・ 医師等が交付した医薬品である覚醒剤原料等の廃棄の届出(第30条の14第2項)
- ・ 薬局開設者等が譲受した医薬品である覚醒剤原料の品名、数量等の届出(第30条の14第3項)
- ・ 覚醒剤原料取扱業者等が指定失効時等に保有していた覚醒剤原料の品名及び数量

の報告(第30条の15第1項)

- ・覚醒剤原料取扱業者等が指定失効後譲渡した覚醒剤原料の品名、数量等の報告(第30条の15第2項)
- ・覚醒剤原料取扱業者等の死亡時等の報告(第30条の15第4項において準用する第24条第4項)
- ・届出等の義務者の変更等(第36条第1項)

○大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)

- ・第一種大麻草採取栽培者の免許申請(第5条第1項)
- ・第一種大麻草採取栽培者名簿登録の変更届出(第6条第3項)
- ・第一種大麻草採取栽培者の免許証再交付申請(第7条第3項)
- ・第一種大麻草採取栽培者の免許証再交付を受けた後の亡失した免許証の返納(第7条第4項)
- ・第一種大麻草採取栽培者の免許証の返納(第7条第5項)
- ・第一種大麻草採取栽培者が行う定期報告(第9条)
- ・大麻の持ち出しの許可(第11条)
- ・敷地内での大麻の廃棄の届出(第12条第1項)
- ・敷地外での大麻の廃棄の届出(第12条第2項)
- ・大麻、発芽不能未処理種子及び麻葉の事故の届出(第12条の2第1項)
- ・第一種大麻草採取栽培者の免許取消しの届出(第12条の7第1項)
- ・第一種大麻草採取栽培者の死亡又は解散の届出(第12条の7第3項)
- ・免許期間満了者等が譲渡した大麻又は発芽不能未処理種子の品名、数量等の届出(第12条の8第3項)

○あへん法(昭和29年法律第71号)

- ・けしがらの輸入又は輸出の許可申請(第6条第3項)
- ・あへん廃棄の許可申請(第10条第2項)
- ・けし耕作者、甲種研究栽培者又は乙種研究栽培者のけし栽培の許可申請(第12条第3項)
- ・けし栽培の許可の変更申請(第18条第2項において準用する第12条第3項)
- ・けし栽培者のあへん又はけしがらの事故の届出(第20条)
- ・けしがらの譲渡し又は譲受けの届出(第21条第1項)
- ・けしがらの廃棄の届出(第21条第2項)
- ・栽培許可証記載事項変更の届出(第22条第1項)
- ・けし栽培の許可の再交付申請(第23条第1項)
- ・けし栽培の許可証再交付を受けた後の亡失した許可証の返納(第23条第3項)
- ・栽培許可の失効の届出(第24条第1項)
- ・けしの栽培又は研究廃止の届出(第25条第1項)

- ・ けし栽培の許可証の返納(第 27 条)
- ・ 許可の失効又は取消によるあへん及びけしがらの数量の届出 (第 28 条第 1 項)
- ・ 許可の失効又は取消によるけしがらの譲渡しの届出(第 28 条第 4 項において準用する第 21 条第 1 項)
- ・ 許可の失効又は取消によるけしがらの廃棄の届出(第 28 条第 4 項において準用する第 21 条第 2 項)
- ・ けし栽培者の死亡等によるあへん及びけしがらの数量の届出 (第 28 条第 5 項において準用する同条第 1 項)
- ・ けし栽培者の死亡等によるけしがらの譲渡しの届出 (第 28 条第 5 項において準用する同条第 4 項)
- ・ けし栽培者の死亡等によるけしがらの廃棄の届出 (第 28 条第 5 項において準用する同条第 4 項)
- ・ けし災害補償金交付申請(第 33 条第 2 項)
- ・ あへん売渡申請(第 34 条第 2 項)
- ・ 麻薬製造業者又は麻薬研究者のあへん又はけしがらの事故の届出(第 37 条において準用する第 20 条)
- ・ けしがらの廃棄の届出(第 38 条において準用する第 21 条第 2 項)
- ・ 麻薬研究者が行う定期届出(第 40 条第 2 項)
- ・ 麻薬研究施設でなくなった場合のあへん又はけしがらの数量の届出(第 41 条第 1 項)
- ・ 免許の失効等によるけしがらの譲渡しの届出(第 41 条第 4 項において準用する第 21 条第 1 項)
- ・ 免許の失効等によるけしがらの廃棄の届出(第 41 条第 4 項において準用する第 21 条第 2 項)
- ・ 麻薬研究施設の設置者の死亡等によるあへん又はけしがらの数量の届出(第 41 条第 5 項において準用する同条第 1 項)
- ・ 麻薬研究施設の設置者の死亡等によるけしがらの譲渡しの届出(第 41 条第 5 項において準用する同条第 4 項)
- ・ 麻薬研究施設の設置者の死亡等によるけしがらの廃棄の届出(第 41 条第 5 項において準用する同条第 4 項)